

令和4年度宮城県動物愛護推進協議会資料

令和4年9月1日
宮城県食と暮らしの安全推進課

目次

I	宮城県動物愛護管理推進計画	1
II	宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況	2
1	犬及び猫の引取り数	2
2	犬及び猫の苦情件数	3
(1)	犬の苦情件数	3
(2)	猫の苦情件数	4
3	マイクロチップ登録数	5
4	動物愛護推進員の数	6
III	その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況	7
1	犬及び猫の引取り状況	7
(1)	犬及び猫の日齢別	7
(2)	犬及び猫の引取依頼者別	8
(3)	引き取った犬及び猫の措置状況	9
①	引き取った犬の措置状況	9
②	引き取った猫の措置状況	11
2	宮城県内の犬の狂犬病予防関係実績	13
3	第一種動物取扱業の業種別登録状況	14
4	令和3年度動物取扱責任者研修実施状況	15
5	愛護事業実施状況	16
(1)	宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況	16
(2)	保健所・支所における愛護事業実施状況	17
6	宮城県動物愛護推進員活動状況	18
(1)	委嘱状況	18
(2)	主な活動	22
7	飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績	23
(1)	公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業	23
(2)	公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業	23
8	令和5年度宮城県実施予定の施策	24
IV	県からの情報提供について	25
1	ミルクボランティア事業の試験導入について	25
2	宮城県内の警察署におけるマイクロチップリーダーの配備について	26
3	宮城県内の警察署等における所有者の判明しない猫等の取扱いについて	26

I 宮城県動物愛護管理推進計画

宮城県では、平成18年に環境大臣が定めた基本指針に則り、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正、併せて平成25年9月に基本指針が改正・適用されたことから、平成26年3月に計画の一部を改訂しました。動物の愛護及び管理施策のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に動物愛護管理法が改正、令和2年6月1日よりその一部が施行され、令和2年4月に基本指針が改正・適用され、これにより、令和3年度から令和12年度までの10か年計画として見直しが行われました。

計画では、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、3つの基本理念を定め、理念ごとに目指すべき将来の姿と中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的に施策を遂行することとしています。

基本理念1 動物愛護を通した生命を大切にする心の育成

将来の姿	◆ 動物の生命を尊重する意識が向上している
数値目標	犬及び猫引取り数：令和12年度 800頭／年 (平成30年度約2,000頭を60%減少する)

基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

将来の姿	◆ 飼育者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている ◆ 動物取扱業が健全に営まれている
数値目標①	苦情件数：犬 450件／年、猫 950件／年 (犬の平成26年度から令和元年度までの6年間の平均苦情件数885件を概ね半減する。猫の平成28年度から令和元年度までの4年間の平均苦情件数1,367件を約30%削減する。)
数値目標②	マイクロチップ登録数：85,000件（延べ） (令和元年度約38,500件を約220%増加する)

基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

将来の姿	◆ 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている ◆ 関係者によるネットワークが構築されている
数値目標	動物愛護推進員の数：令和12年度目標 100名 (令和3年度実績 47名)

Ⅱ 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況

令和３年度における計画に掲げた数値目標の達成状況は以下のとおりです。

１ 犬及び猫の引取り数

表１ 犬及び猫の引取り数（動物愛護管理法第３５条第１項及び同条第３項の規定に基づく引取り数）

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
犬	県	253	231	143	133	78	87	76	50	60
	仙台市	23	18	10	5	5	6	1	5	1
	県全体	276	249	153	138	83	93	77	55	61
猫	県	2,752	2,211	2,211	2,199	1,820	1,622	1,336	1,190	785
	仙台市	1,375	1,289	1,084	631	540	359	279	236	185
	県全体	4,127	3,500	3,295	2,830	2,360	1,981	1,615	1,426	970
犬・猫	県	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845
	仙台市	1,398	1,307	1,094	636	545	365	280	241	186
	県全体	4,403	3,749	3,448	2,968	2,443	2,074	1,692	1,481	1,031

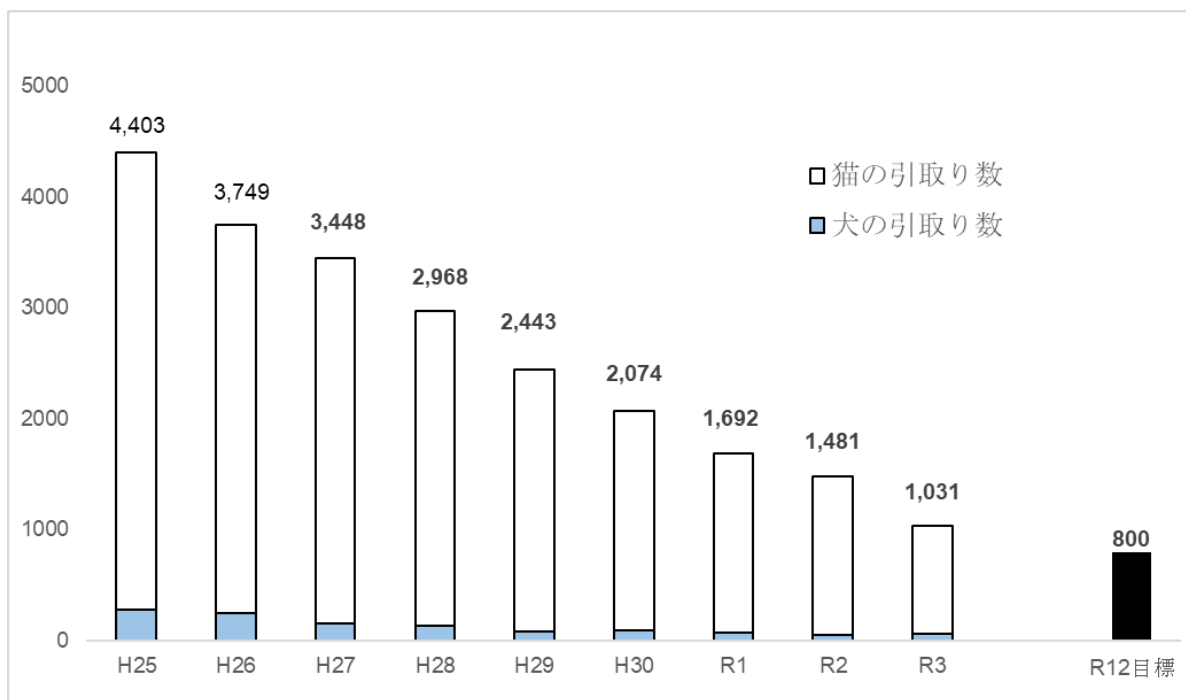


図１ 犬及び猫の引取り数（動物愛護管理法第３５条第１項及び同条第３項の規定に基づく引取り数）

県内の犬及び猫の引取り数は着実に減少しており、令和３年度の犬及び猫の引取り数は、平成２５年度の引取り頭数の２３．４％まで減少しました。

計画で掲げる数値目標の達成率は、令和３年度時点で７７．６％となっています。引き続き、動物愛護思想の醸成及び終生飼養や不妊去勢による繁殖制限措置など、飼い主への適正飼養に関する指導を通じて、引取り数の削減に努めます。

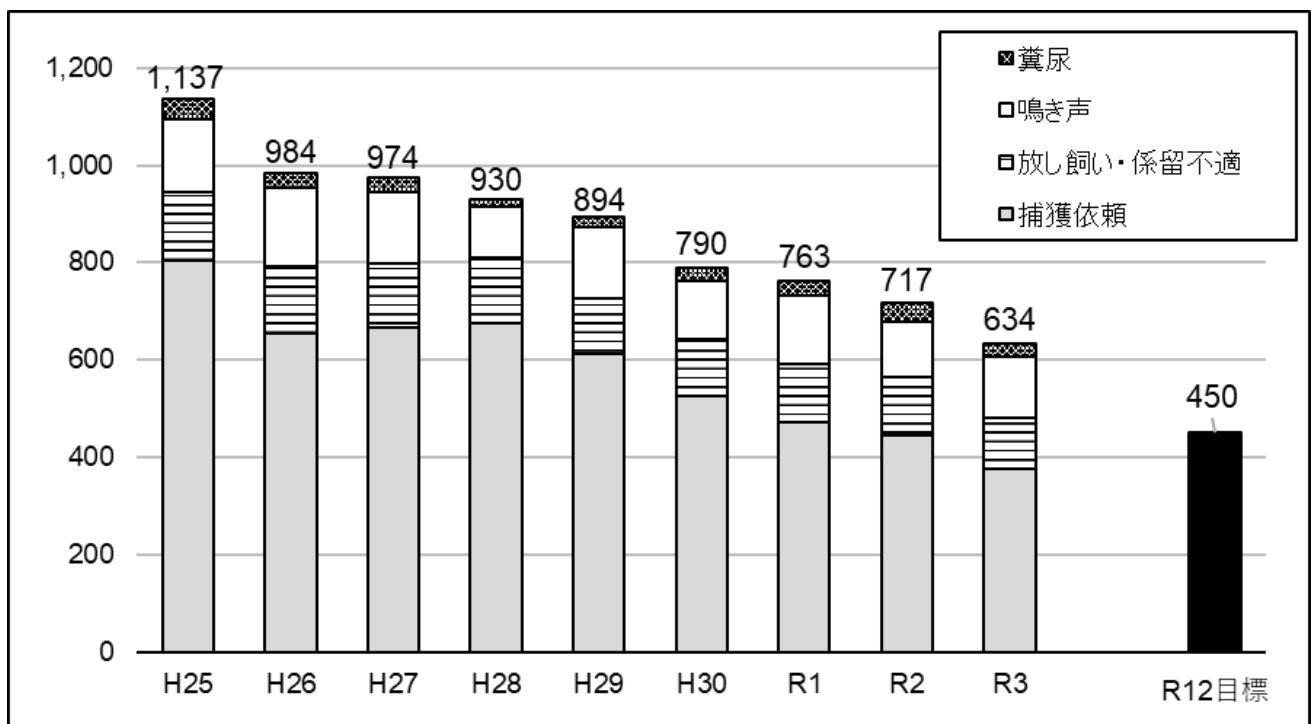
2 犬及び猫の苦情件数

(1) 犬の苦情件数

表2 犬の苦情件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲依頼	805	656	667	677	612	525	473	444	376
放し飼い・係留不適	140	137	131	133	116	117	119	120	106
鳴き声	151	162	147	105	146	121	142	114	124
糞尿	41	29	29	15	20	27	29	39	28
合計	1,137	984	974	930	894	790	763	717	634

図2 犬の苦情件数



犬の苦情件数は、全体として減少傾向にありますが、放浪犬等の捕獲依頼に関する苦情が依然として多くを占め、令和3年度の相談受理件数634件のうち、59.3%を占めています。計画で掲げる数値目標の達成率は、令和3年度時点で71.0%となっています。

また、犬の放し飼いや鳴き声による苦情も一定数あることから、飼い主に対し、犬の係留や適正飼養に係る指導を引き続き行っていく必要があります。

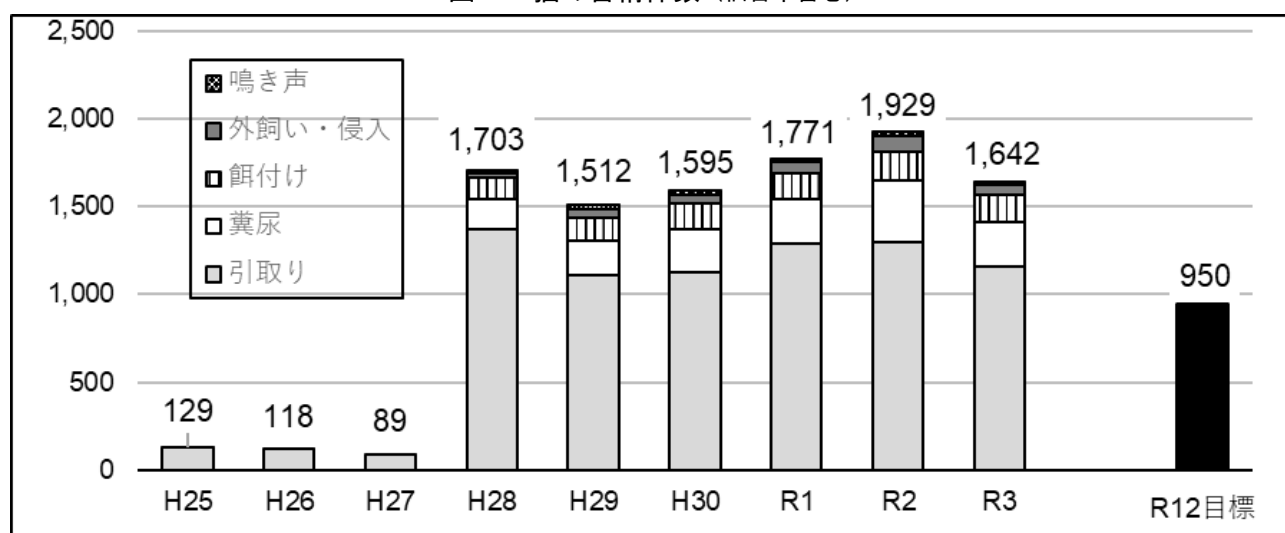
(2) 猫の苦情件数

表3 猫の苦情件数（仙台市含む）

※ 平成25年度から平成27年度までは、県動物愛護センター及び仙台市動物管理センターが受理した苦情件数（県保健所における猫の苦情件数の集計は平成28年度から開始）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
引取り	129	118	89	1,373	1,106	1,128	1,287	1,298	1,157
糞尿	0	0	0	168	202	247	252	349	251
餌付け	0	0	0	121	129	147	151	163	159
外飼い・侵入	0	0	0	24	47	46	63	91	59
鳴き声	0	0	0	17	28	27	18	28	16
合計	129	118	89	1,703	1,512	1,595	1,771	1,929	1,642

図3 猫の苦情件数（仙台市含む）



※ 平成25年度から平成27年度までは、県動物愛護センター及び仙台市動物管理センターが受理した苦情件数（県保健所における猫の苦情件数の集計は平成28年度から開始）

令和3年度の猫の苦情件数は1,642件で、猫の引取りに関する相談が全体の70.5%を占めております。また、計画で掲げる数値目標の達成率は、令和3年度で57.9%となっています。

地域の特性を踏まえた猫の飼養管理のあり方を考慮し、飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や、給餌・排泄の管理等を実施する地域猫活動への理解の促進等、地域住民への普及啓発を引き続き行います。

3 マイクロチップ登録数

表4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
犬	9,512	12,032	14,640	17,521	20,794	24,229	27,778	30,442	35,248
猫	3,098	4,165	5,267	6,461	7,737	9,135	10,695	11,983	14,513
その他	11	11	11	12	13	14	21	22	22
合計	12,621	16,208	19,918	23,994	28,544	33,378	38,494	42,447	49,783

※ 動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数を集計

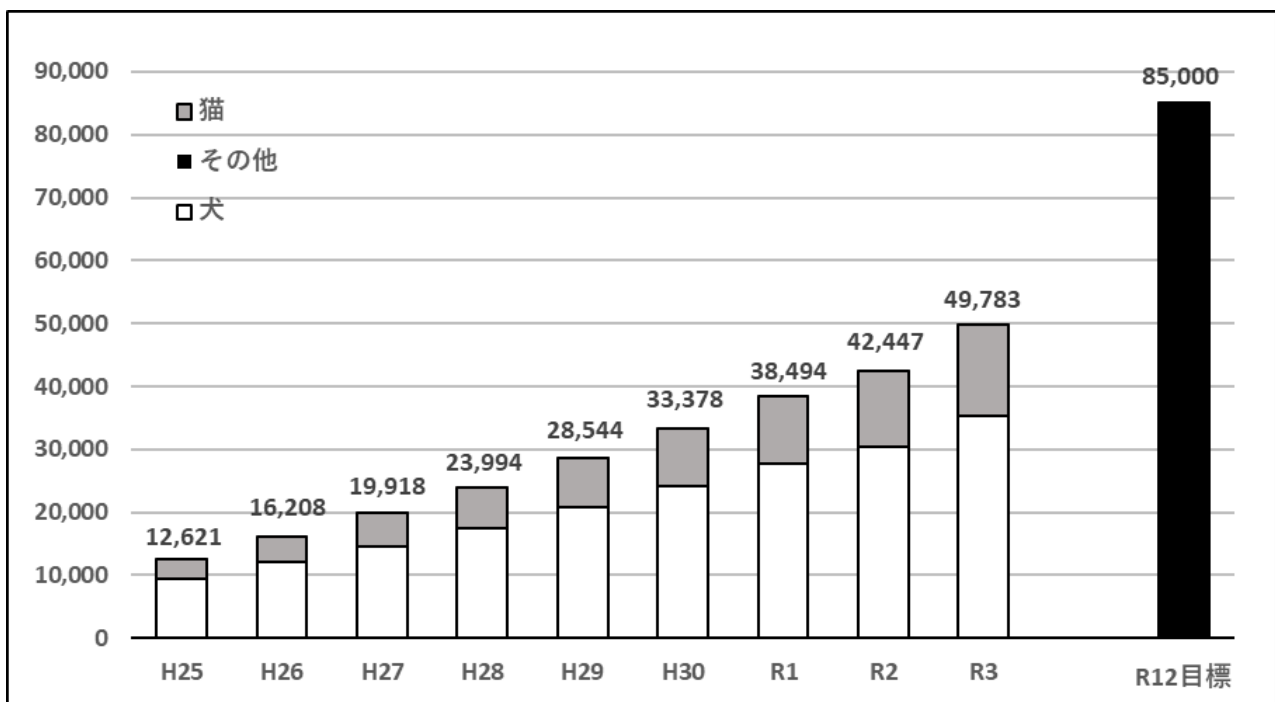


図4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

※ 動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数を集計

マイクロチップ登録数は、令和3年度末時点で延べ49,783件であり、令和12年度の数値目標の58.6%となっています。

令和4年6月1日からは、改正動物愛護管理法に基づきブリーダーやペットショップ等の犬猫等販売業者に、販売する犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けされたことから、犬及び猫等販売業者及び犬及び猫の所有者に対し、引き続き当該制度の周知を行います。

4 動物愛護推進員の数

表 5 宮城県動物愛護推進員の数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
宮城県動物愛護推進員数	30	31	38	38	40	44	43	44	47

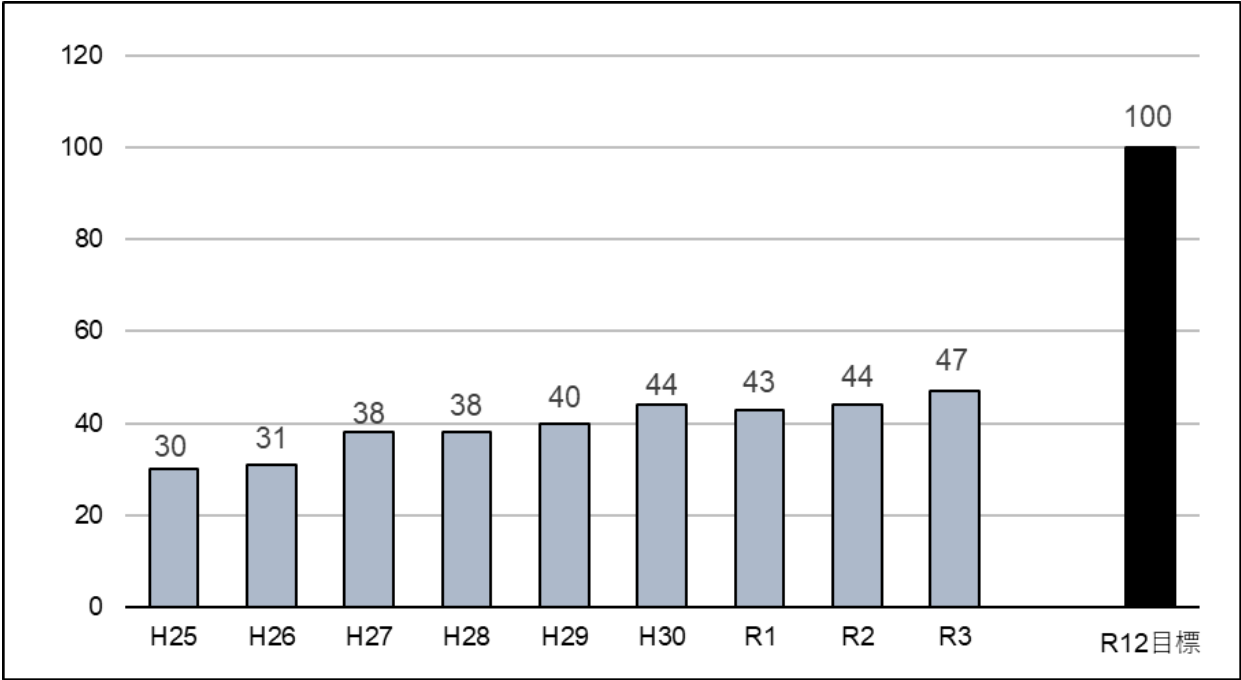


図 5 宮城県動物愛護推進員の数

令和 3 年度末時点の宮城県動物愛護推進員の数 は 4 7 名 です。

地域に根付いた動物愛護及び管理を推進するため、引き続き動物愛護推進員の委嘱に努め、その活動支援に取り組めます。

Ⅲ その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況

1 犬及び猫の引取り状況

(1) 犬及び猫の日齢

表 6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
成犬(91日齢以上)	141	163	97	73	63	64	49	31	31
子犬(90日齢以下)	112	68	46	60	15	23	27	19	29
成猫(91日齢以上)	374	264	322	242	310	231	211	186	131
子猫(90日齢以下)	2,378	1,947	1,889	1,957	1,510	1,391	1,125	1,004	654
犬・猫の引取り数	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845

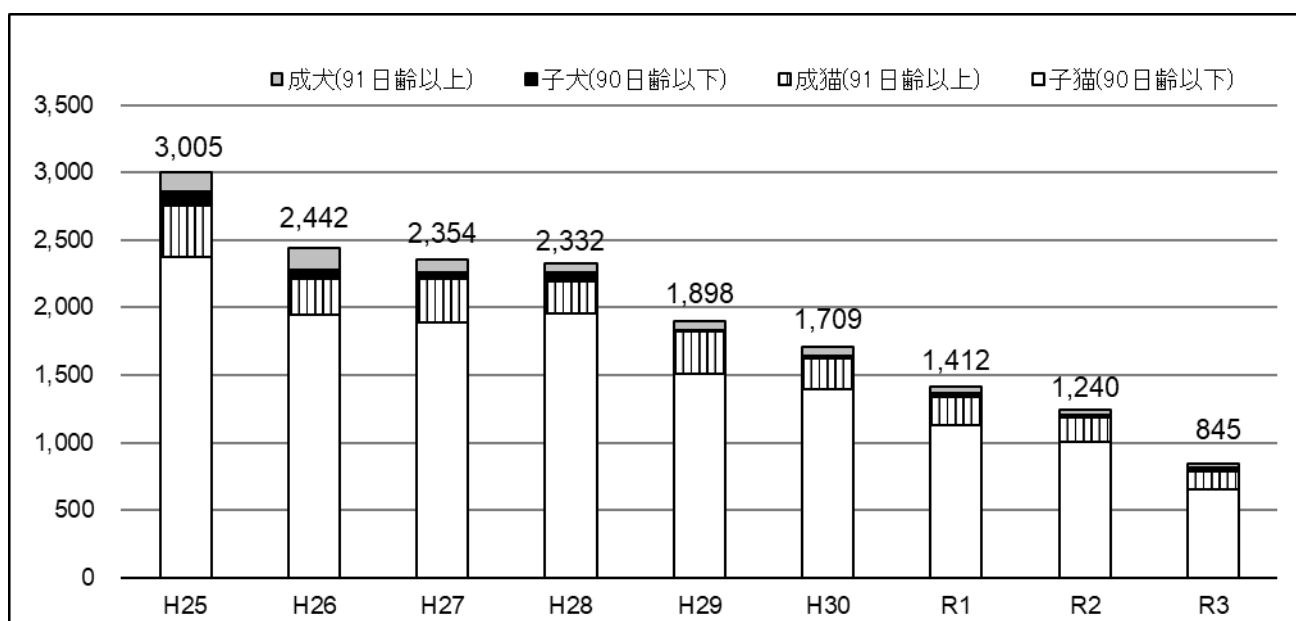


図 6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、引取りした犬及び猫全体の77.4%を90日齢以下の子猫が占めています。

関係団体との連携をより一層強化しながら、飼い主に対する不妊去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発と、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

(2) 犬及び猫の引取り依頼者

表 7 犬及び猫の引取依頼者

(動物愛護法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
犬(飼い主から)	227	222	125	95	54	63	63	43	50
犬(所有者不明)	26	9	18	38	24	24	13	7	10
猫(飼い主から)	735	442	445	385	282	227	199	187	165
猫(所有者不明)	2,017	1,769	1,766	1,814	1,538	1,395	1,137	1,003	620
犬・猫の引取り数	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845

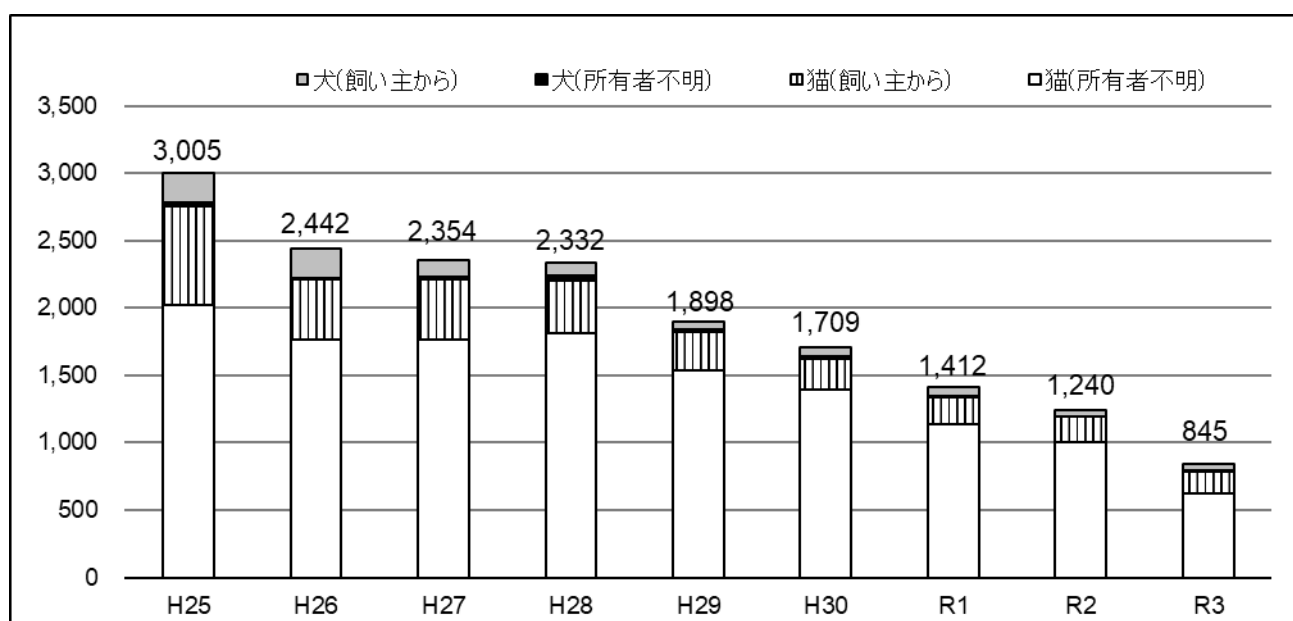


図 7 犬及び猫の引取依頼者

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、引取りした犬及び猫全体の73.4%を拾得者など、飼い主以外からの引き取った所有者不明の猫が占めています。

飼い主等への終生飼養に関する普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組めます。

(3) 引き取った犬及び猫の措置状況

① 引き取った犬の措置状況

表8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として引き取った頭数 仙台市を除く)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
引取り数		858	760	638	582	458	396	381	325	289
返還		326	305	291	255	258	186	182	205	172
譲渡 (一般)		302	281	258	114	80	95	73	93	70
譲渡 (団体)		0	0	0	96	75	58	71	58	23
殺処分その他		313	233	143	108	48	57	28	13	15
内 訳	殺処分(譲渡不適)	0	0	0	94	37	38	16	12	9
	殺処分(その他)	231	166	103	6	4	13	2	0	1
	収容中死亡	82	67	40	8	7	6	10	1	5
返還・譲渡率		73%	77%	86%	80%	90%	86%	86%	110%	92%

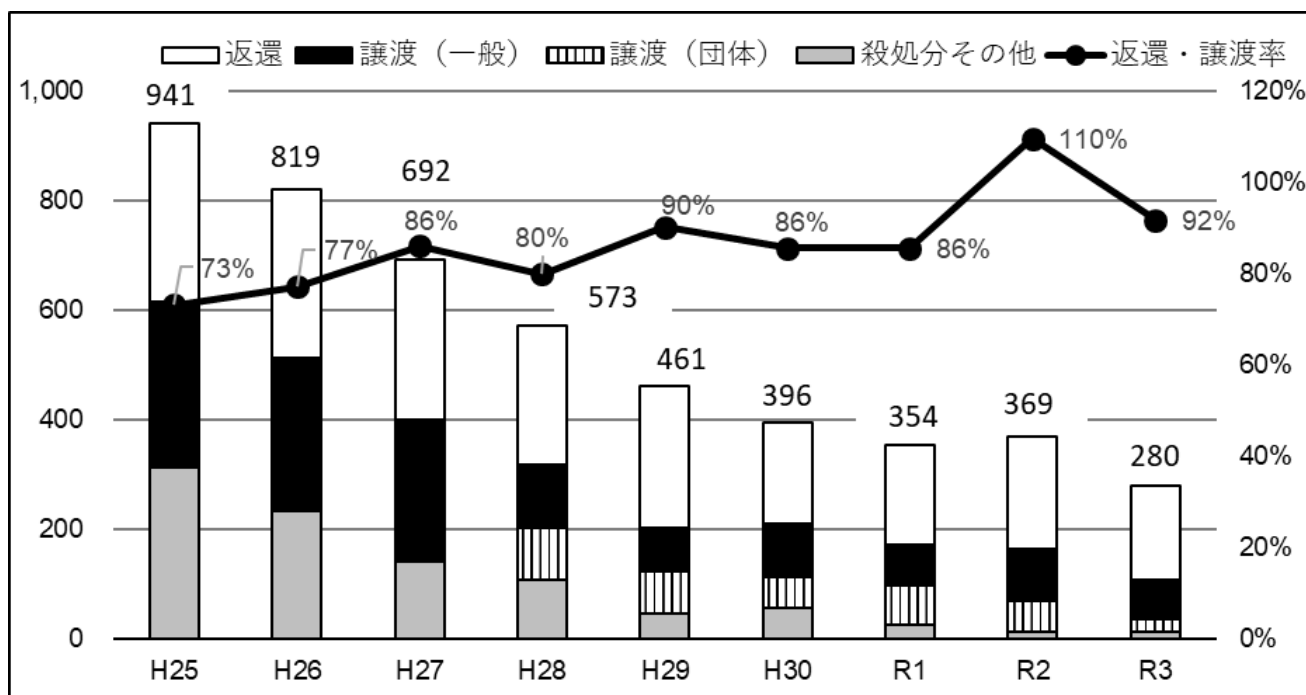


図8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、動物愛護管理法に基づく収容・引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

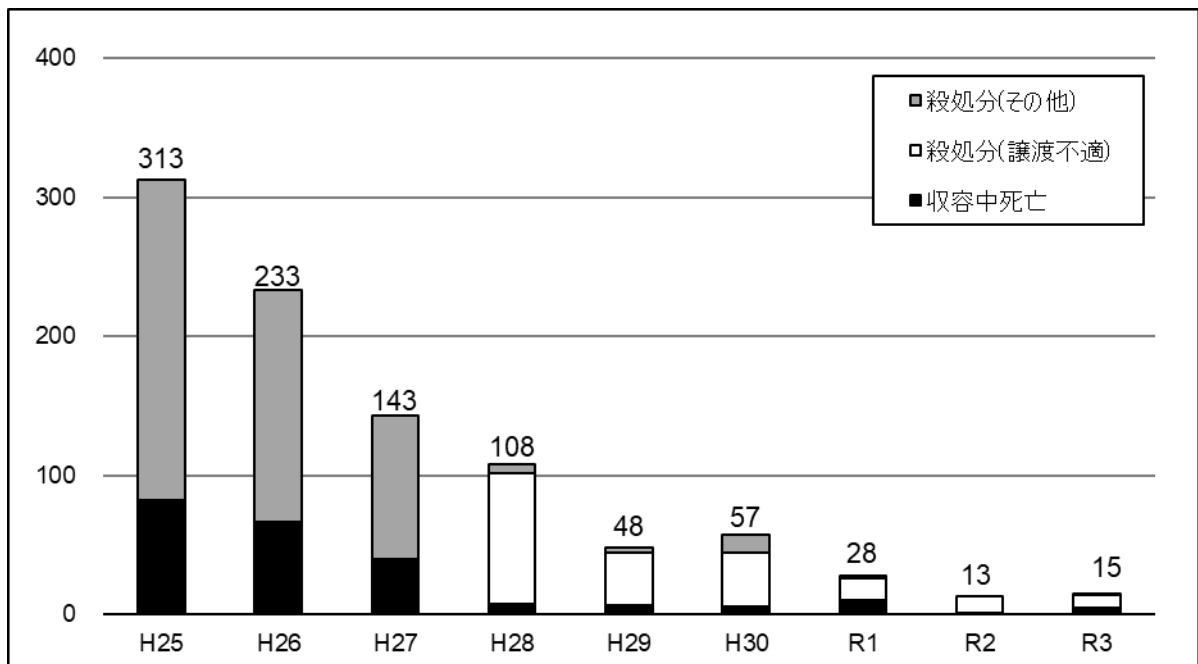


図9 引き取った犬の殺処分等の状況

(狂犬病予防法に基づく抑留，県動物愛護管理条例に基づく収容，動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物，として引き取った頭数 仙台市を除く)

引き取った犬の返還・譲渡率は年々増加傾向にあり，令和3年度の返還・譲渡率は92%となっており，殺処分等を行った件数は減少傾向にあります。

県では引き続き，譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに，引取り数削減の取組みを進め，譲渡不適及び収容中死亡を除いた犬の殺処分ゼロを目指します。

②引き取った猫の措置状況

表 9 引き取った猫の措置状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として収容した頭数 仙台市を除く)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
引取り数		2,851	2,322	2,315	2,291	1,938	1,740	1,410	1,263	874
返還		1	5	8	9	11	8	17	12	16
譲渡（一般）		426	508	638	294	300	351	398	509	495
譲渡（団体）		0	0	0	431	475	240	184	112	111
殺処分その他		2,440	1,834	1,667	1,561	1,114	1,138	877	684	291
内 訳	殺処分(譲渡不適)	0	0	0	100	228	324	226	172	64
	殺処分(その他)	2,425	1,811	1,664	647	121	91	9	0	0
	収容中死亡	15	23	3	814	765	723	642	512	227
返還・譲渡率		15%	22%	28%	32%	41%	34%	42%	50%	71%

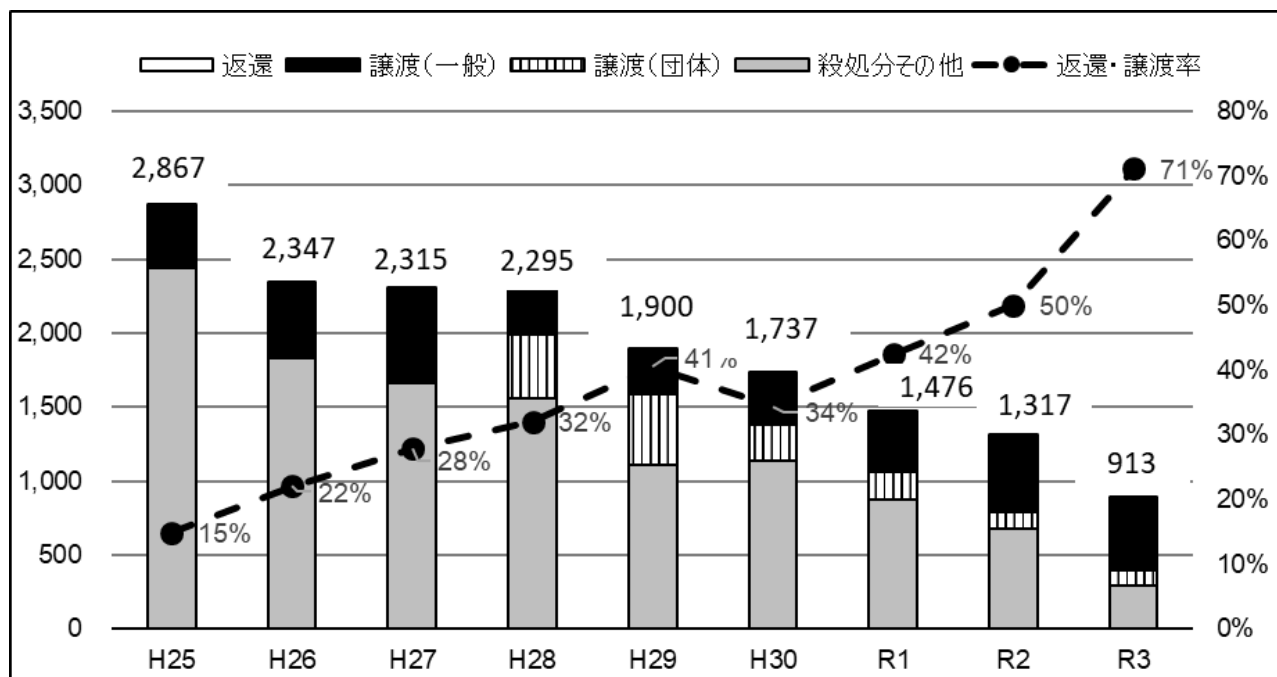


図 10 引き取った猫の措置状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

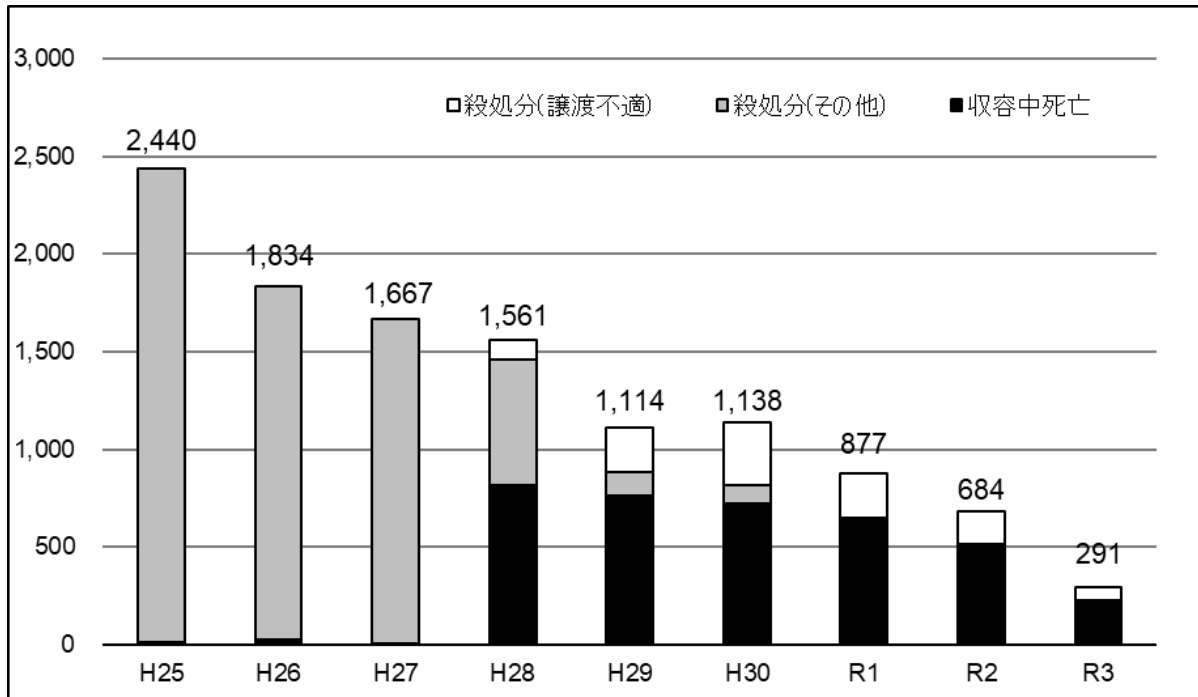


図 1 1 引き取った猫の殺処分等の状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

猫の返還・譲渡率は年々増加傾向にあり、令和3年度の返還・譲渡率は71%です。

殺処分等を行った件数は減少傾向にあるほか、令和2年度に続き、令和3年度も、譲渡不適による殺処分及び収容中死亡を除いた殺処分ゼロを達成しました。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた猫の殺処分ゼロの維持を目指します。

また、令和4年度からはミルクボランティア事業を動物愛護センターと石巻保健所で試験導入しており、これまで育成困難により収容中に死亡していた子猫等を新たな飼い主への譲渡につなげるにより、更なる殺処分数の削減に向け取り組んでいます。

2 宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績

表 10 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況（仙台市含む）

区分 年度	登録申請 頭 数	年 度 末 登録頭数	予防注射 実施頭数	予防注射 実施率（％）	抑留頭数	返還頭数	咬傷犬頭数	相談等件数
昭和 4 0	38,282 (9,776)		66,916 (16,787)		1,870 (425)	1,197 (98)	126 (155)	
昭和 5 0	62,572 (12,057)		110,956 (20,681)		5,060 (546)	222 (76)	152 (93)	1,291
昭和 6 0	63,184 (14,589)		62,388 (14,571)		4,213 (372)	153 (82)	138 (81)	3,148 (757)
平成 1 0	10,055 (3,732)	92,071 (34,048)	81,245 (30,504)	88.2%	1,661	269	118	3,146
				89.6%	(336)	(148)	(89)	(1,463)
平成 1 5	8,224 (4,118)	94,036 (39,538)	80,533 (33,140)	85.6%	1,115	303	112	3,278
				83.8%	(274)	(138)	(33)	(1,189)
平成 2 0	7,357 (4,649)	91,354 (46,250)	77,496 (38,922)	84.8%	742	325	112	2,528
				84.2%	(255)	(154)	(56)	(1,133)
平成 2 5	5,755 (4,140)	82,624 (48,631)	67,885 (39,976)	82.2%	598	323	61	2,467
				82.2%	(194)	(134)	(58)	(657)
平成 2 6	5,114 (3,806)	79,970 (48,814)	65,787 (39,587)	82.3%	526	301	100	2,133
				81.1%	(171)	(123)	(74)	(625)
平成 2 7	4,849 (3,056)	76,987 (48,603)	63,983 (39,141)	83.1%	491	287	69	2,148
				80.5%	(137)	(95)	(55)	(617)
平成 2 8	4,799 (2,739)	74,396 (48,158)	62,237 (38,272)	83.7%	447	252	79	2,117
				79.5%	(114)	(91)	(45)	(614)
平成 2 9	4,711 (3,560)	71,974 (47,487)	60,726 (37,499)	84.4%	374	254	70	1,917
				79.0%	(110)	(83)	(40)	(607)
平成 3 0	4,848 (3,778)	69,790 (46,622)	58,803 (36,697)	84.3%	305	183	71	1,862
				78.7%	(88)	(61)	(62)	(599)
令和元	4,454 (3,069)	66,979 (46,090)	56,845 (36,297)	84.9%	299	182	99	1,964
				78.8%	(59)	(45)	(52)	(529)
令和 2	4,270 (3,437)	64,828 (45,429)	54,758 (34,289)	84.5%	267	205	88	1,764
				75.5%	(53)	(42)	(63)	(525)
令和 3	4,581 (3,285)	63,291 (43,991)	52,868 (35,171)	83.5%	225	170	74	1,313
				80.0%	(54)	(43)	(59)	(445)

令和 3 年度の県内の仙台市を含む犬の登録頭数は 1 0 7 , 2 8 2 頭で、狂犬病予防注射実施率は 8 2 . 1 % となっています。

狂犬病予防法において飼い主の義務である飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、その必要性と併せて指導を行い、登録の徹底と狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

3 第一種動物取扱業の業種別登録状況

表 1 1 第一種動物取扱業の業種別登録状況

年度	自治体	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっ せん業	譲り受け 飼養業	登録業者 総数
平成18	(仙台市除)	195	105	5	26	17			256
	仙台市	105	94	0	13	13			161
	計	300	199	5	39	30			417
平成24	(仙台市除)	182	152	4	29	26			296
	仙台市	130	184	7	29	26			274
	計	312	336	11	58	52			570
平成25	(仙台市除)	175	149	7	28		1	1	296
	仙台市	112	187	7	27	27	0	1	261
	計	287	336	14	55	27	1	2	557
平成26	(仙台市除)	175	159	7	28	29	1	1	300
	仙台市	116	190	7	29	24	0	1	267
	計	287	336	14	55	27	1	2	567
平成27	(仙台市除)	179	168	8	29	21	1	1	311
	仙台市	126	197	6	30	29	0	1	285
	計	305	365	14	59	50	1	2	596
平成28	(仙台市除)	178	177	11	30	28	1	1	326
	仙台市	122	196	8	30	35	0	1	294
	計	300	373	19	60	63	1	2	620
平成29	(仙台市除)	180	187	10	30	29	1	1	334
	仙台市	125	203	8	28	35	0	1	294
	計	305	390	18	58	64	1	2	628
平成30	(仙台市除)	179	196	9	29	30	1	1	336
	仙台市	123	212	8	24	44	0	1	309
	計	302	408	17	53	74	1	2	645
令和元	(仙台市除)	173	207	9	30	31	1	1	338
	仙台市	125	220	8	27	44	0	1	317
	計	298	427	17	57	75	1	2	655
令和2	(仙台市除)	169	213	9	31	33	1	1	339
	仙台市	125	227	8	26	46	0	2	322
	計	294	440	17	57	79	1	3	661
令和3	(仙台市除)	168	214	9	29	36	1	1	346
	仙台市	119	231	10	27	33	0	2	306
	計	287	445	19	56	69	1	3	652

第一種動物取扱業の登録件数は近年同レベルで推移しています。

4 令和3年度動物取扱責任者研修実施状況

表12 令和3年度動物取扱責任者研修実施状況

会 場	実施日	受付	時間 ※講習時間のみ	場 所	担当公所	外部講師依頼先
仙南	10月5日（火） 10月6日（水）	13:00～13:30	13:30～16:30	大河原合同庁舎 大会議室	仙南 岩沼	なし
塩釜	9月17日（金）	9:00～9:30	9:30～12:00	オンワード樫山仙台ビル	塩釜 黒川	なし
大崎	10月18日（月） 10月20日（水）	13:00～13:30	13:30～16:30	大崎合同庁舎 大会議室	大崎 栗原	なし
石巻	10月8日（金）	13:00～13:30	13:30～16:30	石巻合同庁舎 大会議室	石巻 登米	なし
気仙沼	10月29日（金）	13:00～13:30	13:30～16:30	気仙沼保健所 大会議室	気仙沼	なし
仙台	10月19日（火） 10月21日（木） 12月1日（水）	13:00～13:30	13:30～16:30	オンワード樫山仙台ビル	仙台市	なし

令和3年度の動物取扱責任者研修は、十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、宮城県内6会場で全10回実施しました。

5 愛護事業実施状況

(1) 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

表 1 3 ふれあい教室実施状況及びふれあい広場利用状況

年度	ふれあい教室実施状況			ふれあい広場利用状況	
	件数		参加者数	開場日数	利用者数
	所内	移動			
H20	49	3	2,928人	249日	9,222人
H21	43	8	2,431人	241日	7,533人
H22	52	7	2,769人	231日	8,252人
H23	37	2	1,778人	183日	4,512人
H24	44	3	2,047人	246日	8,345人
H25	46	5	2,324人	245日	9,620人
H26	46	4	2,166人	245日	8,808人
H27	36	5	1,946人	245日	8,836人
H28	34	2	1,636人	242日	8,094人
H29	30	3	1,307人	215日	6,183人
H30	26	2	1,260人	194日	3,646人
R1	27	3	1,165人	176日	3,243人
R2	0	0	0人	171日	489人
R3	0	0	0人	171日	681人

表 1 4 不妊去勢手術実施状況及び犬の譲渡講習会等の実施状況

事業名	実施日	参加者数	内容等
不妊去勢手術	随時		猫の去勢手術：69件、猫の不妊手術：64件、犬の去勢手術：15件、犬の不妊手術：13件
ふれあい教室	中止		新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から中止
夏休み一日飼育体験	中止		新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から中止
動物愛護週間 一日開場	中止		新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から中止
犬の譲渡講習会	年12回	78人	犬の譲渡を希望する県民に対し、犬等の譲渡及び動物の適正飼養に係る講習会を実施した。

令和3年度は令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ふれあい教室や夏休み一日飼育体験および一日開場を中止しましたが、ふれあい広場については、感染症対策を講じた上で開放しました。

また、動物愛護センターでは、譲渡候補の犬及び猫を対象に、計139頭の不妊去勢手術を実施しました。

（２）保健所・支所における愛護事業実施状況

表 1 5 保健所・支所における愛護事業実施状況

公所	開 催 年月日	参加者数	場 所	行 事 名	主催・共催等	概 要
塩釜	R3.11.23	60名	リフノス(利府町文化交流センター)	りふ環境まるとフェア2021	りふ環境まるとフェア実行委員会、利府町	迷子札の作成を通じた動物愛護及び適正飼養、狂犬病予防注射の普及啓発
栗原	R3.10.17	23名	栗原市築館	令和3年度犬のしつけ方教室	公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部 栗原市	警察犬訓練所の訓練士を講師に招き、適正飼養に関する講演と、犬同伴参加者へ犬のトレーニング方法の実演を行った。
登米	R3.10.9	11名	吉田公民館 (登米市米山町)	令和3年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市【共催】(公社)宮城県獣医師会仙北支部、登米保健所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師(訓練士)によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。
	R3.10.10	14名	北方公民館 (登米市迫町)	令和3年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市【共催】(公社)宮城県獣医師会仙北支部、登米保健所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師(訓練士)によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。
	R3.10.16	10名	錦織公民館 (登米市東和町)	令和3年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市【共催】(公社)宮城県獣医師会仙北支部、登米保健所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師(訓練士)によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。

保健所・支所が実施する愛護事業については、その多くを新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としましたが、可能な範囲でしつけ方教室やイベント等で動物愛護に係る普及啓発を実施しました。

6 動物愛護推進員活動状況

(1) 委嘱状況

・ 48名（敬称略，令和4年8月末時点）

番号	氏 名	住所（市町村名）	資格・免許等	推薦者	任 期
1	的場 裕明	柴田郡 村田町	獣医師	（公社）宮城県 獣医師会長	～R6.3.31
2	鈴木 浩介	白石市	獣医師	同上	～R6.3.31
3	佐藤 希樹	岩沼市	獣医師	同上	～R6.3.31
4	畠山 恵子	塩竈市	獣医師	同上	～R6.3.31
5	小島 佳岳	黒川郡 大和町	獣医師	同上	～R6.3.31
6	梶田 満	大崎市	獣医師	同上	～R6.3.31
7	村上 貴俊	大崎市	獣医師	同上	～R6.3.31
8	後藤 譲	栗原市	獣医師	同上	～R6.3.31
9	飯塚 邦洋	登米市	獣医師	同上	～R6.3.31
10	西條 慎一	登米市	獣医師	同上	～R6.3.31
11	羽根田 亮	東松島市	獣医師	同上	～R6.3.31
12	近藤 哲也	石巻市	獣医師	同上	～R6.3.31
13	野地 和高	亘理郡 山元町	獣医師	同上	～R6.3.31

14	石井 克伸	柴田郡 柴田町	獣医師	同上	～R6. 3. 31
15	寶達 崇文	柴田郡 柴田町	獣医師	同上	～R6. 3. 31
16	小野 恵	刈田郡 蔵王町	愛玩動物飼養管理士 1 級 ほか	仙南保健所長	～R6. 3. 31
17	日野 理彩	白石市	愛玩動物飼養管理士 2 級	同上	～R6. 3. 31
18	大内 雅子	柴田郡 川崎町	愛玩動物飼養管理士 2 級	同上	～R6. 3. 31
19	庄子 朋美	塩竈市	愛玩動物飼養管理士	塩釜保健所長	～R6. 3. 31
20	佐藤 由美子	塩竈市	愛玩動物飼養管理士 1 級	同上	～R6. 3. 31
21	庄子 ゆき江	塩竈市	愛玩動物救命士	同上	～R6. 3. 31
22	菊地 由美	名取市	愛玩動物飼養管理士 2 級	塩釜保健所 岩沼支所長	～R6. 3. 31
23	佐藤 知美	富谷市	愛玩動物飼養管理士 2 級 全日本動物専門教育協会トリ マー2 級 J K C ハンドラー B 級	塩釜保健所 黒川支所長	～R6. 3. 31
24	遠藤 貴平	加美郡 加美町	獣医師	大崎保健所長	～R6. 3. 31
25	小松 美岐子	遠田郡 美里町	動物愛護団体代表 (バトンタッチ)	同上	～R6. 3. 31
26	加藤 由香	遠田郡 美里町	動物愛護団体会員 (バトンタッチ)	同上	～R6. 3. 31
27	石垣 早苗	大崎市	動物愛護団体会員 (バトンタッチ)	同上	～R6. 3. 31

28	我妻 加奈	大崎市	動物看護師	同上	～R6. 3. 31
29	渡部 江里子	大崎市	愛玩動物飼養管理士 1 級 トリマー	同上	～R6. 3. 31
30	松本 章	大崎市	JKC 公認訓練士 日本警察犬協会公認訓練士	同上	～R6. 3. 31
31	松倉 美穂	加美郡 加美町	動物愛護団体（にゃんこ組）	同上	～R6. 3. 31
32	菅原 桂	登米市	JDA1 級トリマー 愛玩動物飼養管理士	登米保健所長	～R6. 3. 31
33	阿部 俊範	石巻市	獣医師	石巻保健所長	～R6. 3. 31
34	岩城 知子	石巻市	日本動物専門学院 C 級トリマー	同上	～R6. 3. 31
35	阿部 千代子	石巻市	愛玩動物飼養管理士 2 級	同上	～R6. 3. 31
36	狩野 信枝	石巻市	愛玩動物飼養管理士 2 級 JDA1 級キャットグルーマー	同上	～R6. 3. 31
37	阿部 めぐみ	石巻市	JKC 公認愛犬飼育管理士	同上	～R6. 3. 31
38	大野 碧璃	石巻市	愛玩動物飼養管理士 2 級	同上	～R6. 3. 31
39	新妻 由加里	石巻市	登録譲渡対象者 (BRAND-NEW DAY DOG)	同上	～R6. 3. 31
40	三浦 代美	東松島市	動物愛護団体 (野良猫に不妊・去勢を推進 する会)	同上	～R6. 3. 31
41	天野 美紀	石巻市	任意団体犬楽園 共同代表	同上	～R6. 3. 31
42	大江 通	気仙沼市	獣医師	気仙沼保健所長	～R6. 3. 31

43	藤村 桂樹	気仙沼市	獣医師	同上	～R6. 3. 31
44	佐藤 優	気仙沼市	愛犬飼育管理士	同上	～R6. 3. 31
45	鎌田 明美	気仙沼市	愛犬飼育管理士 ペット食育士1級	同上	～R6. 3. 31
46	横堀 志乃	本吉郡 南三陸町	愛玩動物飼養管理士 ほか	気仙沼保健所長	～R4. 12. 16
47	石田 和也	気仙沼市	トリマーB級	気仙沼保健所長	～R5. 3. 31
48	佐藤 千穂	白石市	登録譲渡対象者 第2種動物取扱責任者 愛玩動物飼養管理士	仙南保健所長	～R7. 6. 30

(2) 主な活動（令和3年活動実績より）

- ・ 県獣医師会飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術事業
- ・ 地域猫活動（捕獲器の貸出し，動物病院搬送，新しい飼い主の募集）
- ・ 災害時・危機管理対策の啓発
- ・ パピーウォーカー，ステイウォーカー
- ・ 子猫のミルクボランティア
- ・ 新しい飼い主探し
- ・ 飼い主のいない猫に関する相談
- ・ ペットに関する相談
- ・ 動物愛護の普及啓発等
- ・ 飼い方・マナー等のセミナー・イベント
- ・ 羊の毛刈り体験
- ・ しつけ方教室，飼い方指導
- ・ 公所に収容されている犬のトリミング
- ・ 狂犬病予防集合注射の協力
- ・ 感染症・病気予防知識の啓発
- ・ 個人ボランティアへの協力
- ・ ワクチン・迷子札の推進

宮城県動物愛護推進員数は，今年7月に新たに1名が委嘱され48名となりました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら，可能な範囲でオンラインセミナーやペット相談等の活動が行われました。

7 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績

(1) 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業

表 1 6 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業 実施状況

実施年度	助成金額	頭数	期間	実績	県予算額（円）
H26	手術費用の一部の額	400頭	9月～翌年2月末	174頭（雄51頭, 雌123頭）	600,000
H27	去勢手術（雄） 3,000円	(各200頭)	6月～翌年2月末	365頭（雄106頭, 雌259頭）	
H28	不妊手術（雌） 6,000円			359頭（雄124頭, 雌235頭）	
H29	手術費用の1/2の額	600頭 (各300頭)		543頭（雄189頭, 雌354頭）	
	去勢手術（雄） 6,000円（上限）			641頭（雄180頭, 雌461頭）	
H30	不妊手術（雌） 12,000円（上限）				
R1	手術費用の一部の額 (定額) 去勢手術（雄） 6,000円 不妊手術（雌） 12,000円	800頭 (雄280頭, 雌520頭)	4月～翌年3月末	834頭（雄257頭, 雌577頭）	3,600,000
R2			4月～翌年3月末 (令和2年12月末新規受付終了)	795頭（雄249頭, 雌546頭）	7,000,000
R3			4月～翌年3月末 (令和4年2月末新規受付終了)	1012頭（雄353頭, 雌659頭）	
R4			4月～翌年3月末	243頭（雄79頭, 雌164頭） ※令和4年6月末実績	

令和3年度の宮城県獣医師会飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施状況は去勢手術が353件、不妊手術が659件で合計1,012件となり、助成額が予算額に達したため、令和4年2月末で申請受付を終了しました。県は引き続き県獣医師会と連携し、飼い主のいない猫の不妊去勢への取り組みを推進してまいります。

(2) 公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業

(仙台市獣医師会資料提供)

表 1 7 令和3年度月別実施頭数

	令和3年度月別頭数												助成額/頭	助成額	計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
♂	43	31	33	17	23	36	42	43	30	20			4,500	1,431,000	318
♀	41	30	38	31	32	45	70	54	35	22			9,000	3,582,000	398
計	84	61	71	48	55	81	112	97	65	42	0	0		5,013,000	716

8 令和5年度宮城県実施予定の施策

- 普及啓発
 - ・ 動物愛護週間行事の開催・支援
 - ・ 普及啓発用ポスター・チラシ等の作成・配布
 - ・ Twitter 等 SNS を利用した広報活動の強化
- 不妊去勢措置の推進
 - ・ 犬及び猫引取時等における不妊去勢措置の指導
 - ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業の推進
 - ・ 動物愛護センターでの譲渡動物の不妊去勢手術の実施
- 譲渡の推進
 - ・ 動物愛護センターにおける犬の譲渡講習会の実施
 - ・ 譲渡対象動物へのマイクロチップの装着と新しい飼い主へのマイクロチップ情報登録の推進
 - ・ 動物愛護団体と協働した譲渡の推進
 - ・ 譲渡対象動物への混合ワクチン接種，駆虫薬投与等感染症予防対策の強化
 - ・ 獣疫衛生業務支援システムによる，公所間での収容動物情報の共有化
- 飼い主への適正飼養に関する知識の普及
 - ・ しつけ方教室の開催・支援
 - ・ 譲渡時における適正な飼育方法等の助言
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射実施の啓発
- 動物愛護推進員の委嘱及び連携・協働
- 社会福祉部局との連携による多頭飼育者の把握・対応
- 動物取扱業者への指導
- 動物取扱責任者研修を通じた動物取扱業者の育成
- 宮城県獣医師会が実施する事業への協力
- 宮城県動物愛護推進計画進捗状況の把握
- 収容施設のある6公所でのミルクボランティア事業の実施（Ⅳ 県からの情報提供参照）

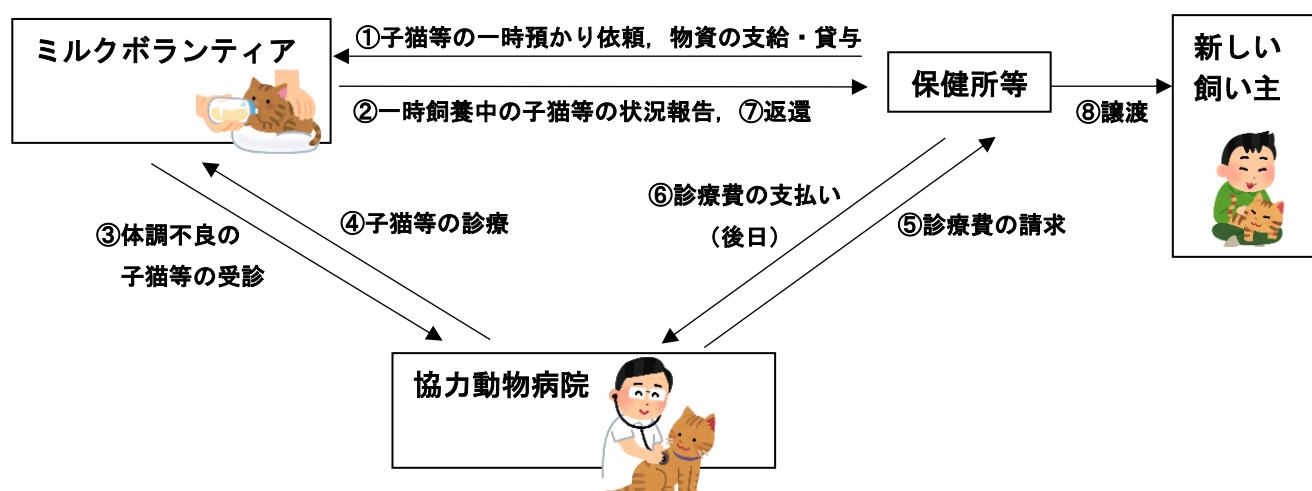
IV 県からの情報提供について

1 ミルクボランティア事業の試験導入について

(1) ミルクボランティア事業とは

保健所等で収容した離乳前の子猫等について、新たな飼い主への譲渡が可能となるまでの間、地域のボランティアの協力を得て哺乳や排せつ補助等の飼養管理を行い、これまで育成困難により収容中に死亡していた子猫等を減らし、新しい飼い主への譲渡につなげる事業。

【ミルクボランティア事業の概要図】



(2) 導入の背景

- ① 宮城県動物愛護管理推進計画の改訂（令和3年3月）

新たな取組として「殺処分の減少」を明記。

- ② 令和2年度政策提案コンテスト

令和2年度政策提案コンテストにおいて、「救える命、ニャンとかしたい！～仔猫ミルクボランティア制度の導入と民の力を活用した情報発信～」が1位を獲得。

以下の提案内容を政策課題枠事業として検討

ア 子猫ミルクボランティア事業

イ 「みやぎワンにゃん応援基金」の創設→ふるさと納税（個人、企業版）

ウ 人とワンにゃんをつなぐマッチング事業

※ 保健所等に収容されている動物の保護・譲渡情報に加えて、県民による保護動物情報や、譲渡動物情報を掲載することで、県民による新しい飼い主探しの支援を行う。

(3) ミルクボランティア事業導入により期待される効果

これまで育成困難により収容中に死亡していた子猫等を新たな飼い主への譲渡につなげ、殺処分数の削減を期待。

(4) ミルクボランティア事業導入に向けた今後の流れ

- ① 令和3年度 : ふるさと納税使途事業にエントリー
 - ② 令和4年度 : モデル公所(石巻保健所及び動物愛護センター)で試験導入, 既存ホームページの見直し
 - ③ 令和5年度以降: 収容施設を有する全6公所で本格導入
- ※ 県内の全公所における保護・譲渡動物情報を一元的に閲覧・検索ができ, 県民が保護した動物・新しい飼い主を募集している動物の情報も掲載し, 県民による飼い主探しや新しい飼い主募集の支援が可能な体制を検討。

(5) 令和4年度実績(令和4年7月末時点)

- ① ミルクボランティア事業
 - ・ ミルクボランティア登録数: 3組
 - ・ ミルクボランティア依頼頭数: 13頭(5回), うち4頭が譲渡済み
- ② ふるさと納税(個人, 企業版)
 - ・ ふるさと納税(個人): 37件63万円(R3: 87件150.7万円)
 - ・ ふるさと納税(企業版): 1件10万円(手続中)(R3: 1件10万円)

2 宮城県内の警察署におけるマイクロチップリーダーの配備について

令和4年6月1日から, プリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について, マイクロチップの装着が義務化されました。それに伴い, マイクロチップが装着された犬や猫が交番等に持ち込まれるケースが増える事が予想されます。このため, 当課と仙台市動物管理センターは令和4年7月に, 宮城県警察本部会計課とマイクロチップリーダーの取扱いについて意見交換会を実施しました。県内の警察署に1台ずつマイクロチップリーダーを配備することとし, マイクロチップリーダーにより飼い主が判明した場合については, 可能な限り警察署で返還する方向で調整しています。

3 宮城県内の警察署等における所有者の判明しない猫等の取扱いについて

改正動物愛護管理法の施行に伴い, 所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拾得者から求められた場合において, 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には, 都道府県等はその引取りを拒否することができることとされました。所有者の判明しない猫等が交番等に持ち込まれた場合, 引取拒否事由に該当するかどうかの判断が交番等では困難のため, 別紙啓発資料を作成し, 交番等で活用してもらうことで調整しています。